二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校に在学している者が、通学のために宿泊している寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設

三　社会福祉施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業に係る施設をいう。）及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（入所により利用されるものに限る。）

四　病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）

2　前項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条第二項	統計調査員は、市町村長により都道府県知事から調査区（市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）の調査実施上の指導を受けて、担当調査員が行うこととされている事務を委託された同項各号に掲げる施設を管理し、又は運営する法人その他の団体（以下「委託管理団体」という。）は、担当調査区	第十二条の二第一項の規定により第二項に掲げる調査員が行うこととされている事務を委託管理団体に委託して行うこととした
第八条第五項	統計調査員を設置した	当該統計調査員の氏名 委託管理団体の名称
第十一条の見出し	統計調査員の身分を示す証票	証票
第十一条第一項	統計調査員	委託管理団体に所属する者
	その身分及び指導員又は調査員の別を示す証票	証 委託管理団体が行うこととされている事務
第十一条第二項	統計調査員	第十二条の二第一項の規定により委託管理団体の事務の一部を行う指導員を含む。第十四条第三項において同じ。）
	その事務	
第十二条第一項	調査員（第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。第十四条第三項において同じ。）	委託管理団体証